

(令和6年度補正分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 群馬県板倉町
本事業の担当部局名 企画財政課

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	一般コース				
関連事業メニュー	4.1 結婚新生活支援事業(一般コース)				
個別事業名	板倉町結婚新生活支援事業			新規／継続 (一般財源での実施も含む)	新規
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	事業開始年度	令和7年度
総事業費(A)(円)	4,500,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	4,500,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	4,500,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 板倉町では、約30年ほど一貫して出生数を死亡数が上回り、ここ数年はこの傾向に拍車がかかっている。また、若年層において進学や就職に伴う転出傾向が続いており、生産年齢人口の減少の一因になっている。板倉町総合戦略でも、結婚から妊娠、出産、子育てまでを支援する体制を拡充することを基本目標としている。 婚姻件数や婚姻率の低下に歯止めをかけるべく、令和7年度より結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。 <本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。				
個別事業の内容	1. 概要				
	【対象費用】				
	☐ 住宅取得費用	☐ 住宅リフォーム費用	☐ 住宅賃借費用	☐ 引越費用	
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満		
		自治体独自基準			
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯		
		自治体独自基準			
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円		
		自治体独自基準			
	39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円		
		自治体独自基準			
	【その他独自要件】				
2. 申請見込					
①新規世帯見込					
10 世帯					
上記のうち					
ともに29歳以下 5 世帯					
その他 5 世帯					
②継続補助世帯見込					
0 世帯					
(継続補助規定の有無) 有					
【世帯数積算根拠】					
・近隣自治体の申請見込数を元に、当町の人口規模を勘案して申請見込数を算出。(参考)					
【令和6年度申請状況】 未実施					
申請世帯数見込 0 世帯					
～12月(実績) 0 世帯					
1月～3月(見込) 0 世帯					
【金額積算根拠】					
<上限額>					
(29歳以下) 5 世帯 × 600,000 円 = 3,000,000 円					
(その他) 5 世帯 × 300,000 円 = 1,500,000 円					
(継続補助) 0 円					
合計 4,500,000 円					
<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>					
3. 広報の実施予定					
広報紙、町ホームページ及び町公式LINEへの掲載を行う。					
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	婚姻率		人口千対	4.0(令和6年度)	1.8(令和5年度)
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			0.59(R5年)	
	婚姻件数		件	24(R5年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
		(アウトプット)			
	①	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80(R7年度)	-
		(アウトカム)			
	①	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80(R7年度)	-
	②	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に広げられていると感じた世帯の割合」	%	80(R7年度)	-